

# 小 手 指 小 学 校 P T A 会 則 (案)

## 第 1 章 総 則

〔名称〕

第 1 条 この会は、埼玉県所沢市立小手指小学校 PTA と称し、事務所を同校内におく。

〔目的〕

第 2 条 この会は、小手指小学校に在籍する児童の保護者および教職員が互いに協力して、児童の教育の完成をはかるとともに、児童が家庭や学校および地域社会においてより幸福な生活が営めるように努めることを目的とする。

〔事業〕

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 家庭と学校との緊密な連絡に関する事。
- (2) 学校行事への援助と協力に関する事。
- (3) 教育環境の整備と改善に関する事。
- (4) 児童の校外指導に関する事。
- (5) 会員相互の親睦および会員の文化教養の向上に関する事。
- (6) 児童の健全育成、地域の福祉向上等を目的とする関係団体、諸機関等との相互協力に関する事。
- (7) その他、この会の目的を達成するために必要な事。

## 第 2 章 会 員

〔会員〕

第 4 条 この会は、小手指小学校に在籍する児童の保護者および教職員を会員とする。

〔会費〕

第 5 条 会員は、総会において別に定める会費を納めることとする。

## 第 3 章 役員および委員

〔役員〕

第 6 条 この会には、次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 3 名又は 4 名 (うち 1 名は、教頭先生とする)
- (3) 幹事 8 名 (うち 2 名は、教職員の代表とする)
- (4) 監査 3 名

〔役員の仕事〕

第 7 条 前条で定める役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 幹事は、本部役員として会務の運営にあたる。
- (4) 監査は、会計監査（2名）・業務監査（1名）とする。

〔役員を選出〕

第8条 役員を選出は、別に細則に定める。

(1) 役員任命は、会長、副会長については総会の承認を必要とし、他の役員については総会への報告をもって足りることとする。

〔役員任期〕

第9条 役員任期は、定期総会終了後から次年度の定期総会終了までの1年とし、再任を妨げない。ただし、会長の任期は、継続する場合2年を限度とする。

(1) 補充役員任期は、前任者の任期の残存期間とする。

〔免除〕

第10条 前条に定める任期を2期務めた会長および副会長は、本条各号に定める役員等選出から免除されるものとする。ただし、立候補を妨げない。

〔委員〕

第11条 この会には、次の委員をおく。

- (1) 文化・ベルマーク委員会（休止）
- (2) 広報委員会
- (3) 安全委員会
- (4) 選考委員会
- (5) 環境委員会（休止）
- (6) 支部
- (7) 学年会（こばと・各学年幹事）

〔委員の任務〕

第12条 前条で定める委員は、委員会を構成し会務の運営にあたりるとともに、各々の任務は次のとおりとする。

(1) 各委員は、それぞれの活動にあたる。このうち各委員長は、運営委員会を構成し会務の運営にあたる。

(2) 支部役員は、それぞれの支部の中心となりその運営にあたる。このうち各支部長は、運営委員会を構成し会務の運営にあたる。

(3) 学年会は、学年におけるPTA活動にあたる。

〔委員選出〕

第13条 委員選出は、別に細則に定める。

(1) 委員任命は、総会への報告をもって足りるものとする。

〔委員任期〕

第14条 委員任期は、定期総会終了後から次年度の定期総会終了までの1年とし、再任を妨げない。

〔免除〕

第15条 委員の免除は、別に細則に定める。

〔校長〕

第16条 校長は、本会の円滑な運営を図るため、すべての会議に出席して意見を述べるができる。

## 第4章 機 関

〔機関〕

第17条 この会の円滑な運営のために、次の機関をおく。

- (1) 本部
- (2) 学年会
- (3) 委員会（文化・ベルマーク、広報、安全、環境、選考）
- (4) 支部

〔機関の構成と役割〕

第18条 各機関の構成と役割は、次のとおりとする。

- (1) 本部は、正副会長および幹事をもって構成され、会の中心として、総会、運営委員会での決議事項の執行、運営にあたる。
- (2) 各委員会は、正副委員長および委員をもって構成され、この会の円滑な運営のために、それぞれの委員会活動にあたる。
- (3) 選考委員会は、正副委員長によって構成され、正副会長の選出にあたる。
- (4) 支部は、正副支部長および支部に所属する会員をもって構成され、この会の円滑な運営のために、それぞれの地域活動にあたる。
- (5) 学年会は、学年に所属する会員をもって構成され、この会の円滑な運営のためにそれぞれの学年活動にあたる。

## 第5章 総会および運営委員会

〔総会の構成〕

第19条 総会は、この会の活動内容を議決する場であり、全会員をもって構成され、定期総会と臨時総会とする。

〔総会の任務〕

第20条 総会は、次の事項を審議、承認、決定する。

- (1) 事業報告および決算に関すること。
- (2) 事業計画および予算に関すること。
- (3) 会則の制定改廃に関すること。
- (4) 役員・委員の任命に関すること。
- (5) その他、この会の運営に係わる重要事項。

#### 〔総会の開催〕

第21条 総会の開催は、次のとおりとする。

- (1) 定期総会は、毎年1回新事業年度開始後2か月以内に開催する。
- (2) 臨時総会は、本部または運営委員会が必要と認めたとき、あるいは会員の4分の1以上から総会に付すべき事項を明示して請求があったときに開催する。
- (3) 総会の招集は、会長・副会長が行う。ただし、開催にあたっては、原則として開催日の7日以上前に全会員に対して、通知することを要する。

#### 〔総会の議決〕

第22条 議決は、小手指小学校に在籍する児童の保護者および教職員の過半数(委任状または議決権行使を含む)をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

#### 〔運営委員会の構成〕

第23条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、正副会長、幹事、各委員長、支部長をもって構成する。

#### 〔運営委員会の任務〕

第24条 運営委員会は、次の事項を審議、決定する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) 細則の制定改廃に関すること。
- (4) その他、総会の議決を要しない、この会の運営に係わる事項。

#### 〔運営委員会の開催〕

第25条 運営委員会は、会長または本部が必要と認めたときに開催する。

- (1) 運営委員会の招集は、会長・副会長が行う。

#### 〔運営委員会の議決〕

第26条 運営委員会の議決は、運営委員の過半数(委任状を含む)をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

## 第6章 会 計

#### 〔会計〕

第27条 この会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。

#### 〔会費額〕

第28条 この会の会費は、年額金2,000円とする。(転入者については、月額金150円の月掛けとする。)ただし、運営委員会で承認のうえ、免除、減免することができる。

- (1) 転出された会員への返金はないものとする。
- (2) 集金方法は、手集金とする。

〔事業年度〕

第29条 この会の事業年度は、毎年定期総会の日より翌年の定期総会前日までとする。

## 第7章 個人情報

〔個人情報の取り扱い〕

第31条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「個人情報取扱規約」に定め、適正に運用するものとする。

## 第8章 会則の変更

〔会則の変更〕

第32条 この会則の変更は、字句の修正を除き、総会で決定する。

## 第9章 細則

〔細則〕

第33条 この会の運営に必要な細則は、運営委員会の議決をもって別に定める。  
ただし、議決内容については、次の総会に報告しなければならない。

附 則

この会則は、令和3年5月14日から施行する。

## 小 手 指 小 学 校 P T A 細 則

第1条 この細則は、会則第9章の規定により、この会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 会則第8条の規定にある役員を選出方法は、次のとおりとする。

(1) 会長、副会長の選出方法

① 公選とする。

会長および副会長の選出は、選考委員会が責任をもって公選する。ただし副会長のうち1名は、教頭先生とし、公選は行わない。

② 立候補

ア 書面をもって立候補の受け付けを行う。

イ 立候補者は、信任投票を受け、全会員の3分の1以上の信任を得なければならない。

③ 推薦

ア 立候補者が不信任となり、立候補者がいない場合、また、信任された候補者が必要人数に満たない場合には、全会員に推薦用紙を配布し、被推薦者を募る。

イ 被推薦者相互の話し合いによって選出を行う。この際、選考委員会は個々の被推薦者との交渉、および被推薦者相互の話し合いが円滑に進むように努める。

④ 交渉

被推薦者および会員と個々に交渉を行い選出に導く。

⑤ 会長、副会長の互選

会長、副会長の役職の割り振りは、新任又は推薦によってえられたもの相互の話し合いによって行う。

(2) 幹事

① 会則第6条の規定により、各学年1名より選出する。

② 会長、副会長が決定後、幹事の立候補を募る。

③ 欠員が生じた時は、該当学年保護者から1名選出する。

(3) 監査

前年度の本部の推薦により選出するものとする。

(4) その他

① 選考委員会は、会長、副会長の選出が終了次第速やかに、被選出者氏名を全会員に通知する。

② 選考委員は、立候補者になることはできない。

第3条 会則第13条の規定にある委員の選出方法は、次のとおりとする。

(1) 委員等

① 役員の必要人数を重視し、各学年の児童数のバランスを考慮の上、委員の数・学年の配分を年度末に本部にて決定する。

② 前年度中に立候補により幹事になることが決定している場合は優先する。

③ 議決権は、1家庭につき1票のため、同年度において1名のみ選出できる。

④ 育成会役員との兼任は出来ないものとする。

(2) 各委員代表

本条(1)の規定により選任され、その中から各委員代表に専門委員長1名、および副委員長1名を選出する。さらに教職員より、担当職員を選出するが、その方法については学校側に一任する。

(3) 支部役員

各支部は、互選により支部長1名、および副支部長1名を選出する。

#### 第4条 免除

- (1) 会則第15条の規定により、児童一人に対して幹事・委員・支部長を免除とする。  
(副支部長、代表相談員は、6年で選出された場合のみ、配慮とする。)
- (2) 以下の会員は選出から免除とする。  
育成会役員・いちよう学級長・副級長を務めた会員は、本条各号に定める役員等の選出から児童一人に対して免除されるものとする。ただし、立候補を妨げない。
- (3) 幹事の欠員補充の際は、その対象児童分の役員選出から配慮とする。

第5条 この会に、次の帳簿を備える。

会則 役員名簿 会計簿 記録簿

#### 附 則

この細則は、令和3年5月14日より、一部改正して施工する。

---

#### 《 慶 弔 規 定 に つ い て 》

1. 会員（教職員含む）並びに在籍児童の死亡 金1万円
2. 教職員の配偶者並びにその子女の死亡 金5千円
3. 会員並びにその児童の重傷病 金3千円  
(安静加療が1ヶ月を越えるもの)
4. その他については、正副会長で協議し行い、運営委員会に報告をする。
5. この規定によって贈られた金品の返礼は一切受けない。
6. この規定が適性に欠けると認められた場合には、運営委員会にかけ改正することができる

上記規定は、昭和55年度より施行。

上記規定は、平成29年5月12日より改正して施行。